研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 6 年 6 月 2 4 日現在

機関番号: 32702

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2018~2023

課題番号: 18K01451

研究課題名(和文)英米法系の地方自治における司法の役割

研究課題名(英文)A Study on the Use of Judicial Process by Local Government in Anglo-American Countries

研究代表者

柴田 直子(Shibata, Naoko)

神奈川大学・法学部・教授

研究者番号:20409840

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文):本研究により、(1)30の州におかれる自治体裁判所について、その組織、管轄権等の一般的な事項を確認できた。また、いくつかの自治体裁判所について、裁判官の選任方法、自治体裁判所の運営資金の出所、自治体裁判所自体の帰属などの情報を収集できた。(2)薬物事犯者に対するプログラムとドラッグ・コートとNPOの連携については、ある程度明らかになったが、自治体との関係については調査ができなかった。(3)自治体裁判所が条例違反を管轄することは確認できたが、競合する州法の実現との関係については調査ができなかった(4)自治体の出訴権については、調査により情報を収集できたが、現時点では成果の分 析ができていない。

研究成果の学術的意義や社会的意義 本研究の意義は、英米法系の国の地方自治について、これまで検討の対象とされてこなかった司法的機能の役割、すなわち、自治体における司法手続を用いた自治の実現の仕組み(具体的には自治体の法務担当職員が中心となって、州裁判所や連邦裁判所に訴訟を提起し、自治体の政策を実現する側面、自治体が自治体に設置されている裁判所を通じて、自治体の政策を実現する側面)について明らかにすることによって、隙間を埋め、英米法系の国の地方自治への理解をよりトータルな姿に近づけることにある。

研究成果の概要(英文): Through this research, (1) we were able to confirm some general information about municipal courts in 30 states, such as their organization and jurisdiction. We were also able

to collect information about the method of judicial selection, the source of funds for the municipal courts' operations, and whether they are under the govenance of the municipal government or the state judiciary. (2) We were able to clarify to some extent the treatment programs for drug offenders and the collaboration between drug courts and NPOs, but were unable to investigate the courts' relationship with municipalities. (3) We were able to confirm that municipal courts have jurisdiction over ordinance violations, but were unable to investigate what the courts would do in the event of a conflict between city ordinances and state laws. (4) We were able to collect information through our survey about the municipalities' standing to sue, but we have not yet been able to analyse the data.

研究分野: 地方自治 英米法

キーワード: 自治体裁判所

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1.研究開始当初の背景

1989 年、マイアミで増え続ける薬物犯罪に対処するためにフロリダ州第 11 巡回区裁判所(州の中間上訴裁判所)は、デイド郡にドラッグ・コートを設置した。これは、薬物事犯者に対して、通常の裁判手続に代替して、裁判所の監視の下で治療(treatment)を受けるという選択肢を与える取組みであり、全国初の試みであった。その後、ドラッグ・コートの設置は、全米で広がり、2005 年の時点では 1078 のドラッグ・コートが稼働、418 が計画中となった。ドラッグ・コートをモデルとした治療型(therapeutic jurisprudence)の裁判所として、軽微な窃盗、売春、DVなどの問題を解決するための裁判所の設置も進んだ。その数は、NADPC(National Association of Drug Court Professionals)によると、2024 年 6 月現在、4000 を超える。

ドラッグ・コートの導入について、元ドラッグ・コート・プログラム事務所理事であるマレイ氏は、「草の根レベルから連邦レベルへと沸き起こった」司法制度改革であったと述べており、また、ルイヴィル市ドラッグ・コート裁判所のウェーバー裁判官は、「それぞれ地域共同体がその固有の必要に応じてプログラムを発展させ、独自に運用している。・・・それは完全に草の根的なものだ」と述べている。ドラッグ・コートに関する初期の研究論文によると、これらの裁判所は、通常、ローカルなレベルで管轄区域内のニーズ(多くの場合、膨大な犯罪、過密な刑務所、高い再犯率などのこれまでの刑事司法の課題)を目の当たりにした現場の裁判官が何とかこの問題に対処するための考案した、「地域の革新と努力の産物」であったという。ドラッグ・コートを導入した裁判所には、自治体裁判所(municipal court)も多く含まれていた。

ドラッグ・コートの設置については、連邦政府も早い時期から高い関心を示した。1995年には、連邦司法省がドラッグ・コート・プログラム事務所を開設し、稼働中、計画中のドラッグ・コートに対して、プログラムの企画、実施、改良のための補助金を提供した。州政府による支援もあったが、自治体裁判所が、独自に連邦の補助金を受ける形で、プログラムを開発してきた過程があったとされる。すなわち、この時期のドラッグ・コートの発展においては、ローカルなレベルの裁判所を拠点とする地域の独自の取組みと、その裁判所とそれを支援する連邦政府との結びつきによるところが大きいように思われる。しかし、州の最下層の裁判所である、自治体裁判所及び州下級裁判所が、なぜ、独自にあるいは連邦政府と結びついて、伝統的な裁判手続を根本的に変更させるような改革を行うことができたのだろうか。

その一方で、2014 年 8 月に、ミズーリ州ファーガソン市で、丸腰のアフリカ系アメリカ人の若者を白人の警察官が射殺する事件が起き、大きく報道された。これに対する市民の抗議は暴動へと発展し、同 9 月、アメリカ合衆国司法省公民権局 (Civil Rights Division) は、1994 年暴力犯罪抑制及び法執行に関する法に基づいて、ファーガソン市警察に関する調査を開始した。その報告書には、今回の事件の背景として、市、市警察、自治体裁判所等による密接な結びつきが存在していたことが、同市における自治体裁判所の実態の詳細な記述と合わせて示された。この事件が氷山の一角であり、全国に散在する自治体裁判所が、同様の深刻な課題を共有する可能性があることが予想された。

1990 年代のドラッグ・コートの発展は、地域の課題を実現するために新たな制度を構築することができる土壌がローカルなレベルの裁判所の現場にあることを示唆するものであった。その一方、ファーガソン市事件に関する報告書は、それ自体は、弊害を強調するものではあったとしても、全米各地で設置されている自治体裁判所が、市や市警察と密接な関係をもつことで、市の目的実現の一翼を担っていることを示唆していた。これらは、アメリカの地方自治を考える上で、自治体裁判所の位置づけや役割を軽視できないことを示すものであるが、アメリカの自治体裁判所に関する研究は、これまで日本のアメリカ地方自治研究においてだけでなくアメリカ国内においても、ほとんど行われてこなかった。

2.研究の目的

アメリカは連邦制であるため、各州には、連邦の司法制度とは別に、州独自の司法制度がおかれている。その制度は州憲法等で定められ州ごとに異なるが、その中には、自治体に裁判所を設置する州も存在する。しかし、自治体裁判所の組織や実務の実態は、日本のアメリカ法研究においても、アメリカ国内においても、ほとんど研究されてこなかった。

一方において、州の司法制度(judicial structure)の最下層の裁判所として位置づけられる自治体裁判所は、年間8600万件を超える事件を扱うといい、(これは連邦の裁判所に提起される訴訟が34万3千件であることを考えると非常に多い。)ほとんどの事件が、控訴もされずに終結していることを考えると、州民にとっての司法のイメージにおいて、この最も身近な自治体裁判所の占める割合は大きいと思われる。

もう一方で、すでに述べたように、自治体に設置される裁判所の存在とその機能は、アメリカ

の地方自治を考えるうえで重要である。アメリカの地方自治についてはこれまで、政治的、行政的、財政的な側面から研究され、また、重要な個々の政策が紹介されてきた。しかし、自治体と「司法」との関係については、これまで十分な研究が行われてきたとはいえない。

本研究は、英米法系の国の地方自治について、これまで検討の対象とされてこなかった司法的機能の役割、すなわち、自治体における司法手続を用いた自治の実現の仕組み(具体的には自治体の法務担当職員が中心となって、州裁判所や連邦裁判所に訴訟を提起し、自治体の政策を実現する側面、自治体が自治体に設置されている裁判所を通じて、自治体の政策を実現する側面)について明らかにすることによって、1つの隙間を埋め、英米法系の国の地方自治に関する理解をトータルな姿に近づけることを目的とするものである。

そのために、本研究は、(1)まず自治体裁判所の実態を明らかにしたうえで、具体的には,次の(2)(3)の研究を通じて、自治体裁判所がアメリカの自治体においてその目的実現に果たす役割について明らかにし、(4)と合わせて、自治体が「司法」を通じて、その目的を実現する態様を明らかにする。

- (2)自治体裁判所に置かれるドラッグ・コートやドラッグ・コートをモデルとした、治療的な司法プログラムを調査し、その裁判所がどのように地域の課題を発見し(貧困,アルコールやギャンブル依存症等)、その問題に対してどのようにプログラムを設計し、自治体裁判所を中心としつつ、自治体職員や民間団体とどのように連携して代替的な課題解決プログラムを実施してきたかを明らかにする。
- (3)自治体裁判所が自治体条例違反に関する管轄を有することによって、自治体の政策実現にどのように寄与しているのかを明らかにする。
- (4)自治の実現のために,合衆国及び州政府に対して訴訟を提起する,自治体の出訴権の現状について明らかにする。

3.研究の方法

本研究においては、当初は、(1)~(4)のすべてに関して、文献調査を行ったうえで、アメリカの複数の州を訪問し、自治体裁判所の裁判官、自治体の法務担当の職員にヒアリング調査を行うことを予定していた。しかし、2019年にニューヨーク市で裁判所とドラッグ・コートのプログラムの実施にかかわるNPOの調査を行った直後より、新型コロナウィルスによるパンデミックが起こり、それ以降、アメリカでのヒアリング調査が難しくなった。そこで、やむを得ず、研究期間を延長する一方、調査の方法も変更することとした。

また、ドラッグ・コートのプログラムを採用するその他の英米法系の国に訪問し、英米法系の 自治体運営の特徴について検証するための調査を計画していたが、これについても実施を断念 した。

4.研究成果

本研究の結果、(1)まず、自治体裁判所の現状については、研究論文、統計資料の調査よりある程度が明らかになった。本研究では、自治体に設置され、州の司法制度の中で最下層に位置づけられ、州ごと、自治体ごとに town court、summary court、justice court、mayor court、police court などと異なる呼び方をされる裁判所の総称として、自治体裁判所(municipal court)という呼び方を用いているが、このような裁判所は、少なくとも30州において設置されており、その数は7500に及んでいる。

研究論文、統計資料及び個々の裁判所がウェブサイトで公開している情報から明らかになったこととしては、例えば、自治体裁判所が、通常、市や町によって設置・運営されており、その管轄権は限定的であること、具体的には、軽犯罪、自治体の条例違反、少額の民事裁判などを扱う、などの権限、管轄に関することから、自治体裁判所の裁判官の選任方法、帰属、自治体裁判所の運営資金の出所、自治体裁判所自体の帰属などがある。

自治体裁判の州司法制度上の重要性は、例えば、ワシントン州のシアトル市体裁判所が、2019年には、10,000件の刑事事件が扱われたことなどの個々の裁判所の実績、及び、自治体裁判所で扱う事件数、また、自治体裁判所が徴収する罰金の金額の全国的な統計から明らかといえる。

- (2)ドラッグ・コートの調査からは、開発されたプログラム、及び、薬物事犯者に対する治療(treatment)を実施していく際のドラッグ・コートと NPO との連携の実態に関する情報を得ることができた。しかし、自治体に対するヒアリング調査を行うことができなかったため、自治体の目的実現との関係については、今後、現地で調査を行う必要がある。
- (3)州の司法システムは、現在、裁判所統計プロジェクト (CSP)の CSP-Stat (1975年から 2018年のものまでは Annual Report Archive)で確認でき、ここからは、自治体の制定する条例違反を管轄する裁判所を確認することもできる。自治体裁判所が存在する州においては自治体裁判所、あるいは州の下級裁判所が管轄している。しかし、自治体の条例の実現に関しては、例えば、州法と条例とで競合する内容の規制がある場合の自治体裁判所の課題が指摘されているが、その実態については文献のみでは十分に明らかにできず、今後、現地で調査を行う必要が

ある。

- (4) 自治体の出訴権については、最終年度にアメリカに訪問しヒアリング調査等を実施し、 情報は収集できた。しかし研究期間の終了時点では、まだ成果の分析ができていない。
- (5)本研究は、現地での調査を中心とするものであったため、新型コロナウィルスの蔓延が問題となっていた中、当初予定していた調査はほとんどできなかった。そのため、当初の目的に加えて、州ごとにまた自治体ごとに多様な自治体裁判所が発展してきた背景について、文献を通じた調査を行った。

今回の研究成果については、すべての調査結果をまとめた成果を公表する予定であっため、現時点で公表した成果はないが、未実施の調査を別の形で実施し、今回の成果と合わせて公表したい。

5 . 主な発表論:

〔雑誌論文〕 計1件(うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件)

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

_

6.研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
	幸田 雅治	神奈川大学・法学部・教授	
研究分担者	(Koda Masaharu)		
	(10635460)	(32702)	

7.科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------